**様式８**（学校法人役員等就任(退任)届出書）　※県規則別記様式20号の2

　　　　　　　　文書番号

年　　　　月　 　　　日

山形県知事 殿

　　　　　　　 　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　氏　　　名

印

学校法人役員等就任（退任）届出書登記完了届出書

　このたび、学校法人　　　　　　の代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人が就任（退任）したので、私立学校法施行令第６条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 就任者

　住所

　氏名

　就任年月日

1. 退任者

　氏名

　退任年月日

添付書類

１　就任者の就任承諾書（別紙１）の謄本及び履歴書（新任者に限る。）

２　誓約書（役員等が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類）（別紙２）

３　退任者の辞任書（別紙３）の謄本

４　寄附行為等所定の手続を経たことを証する書類

〈記載上の注意〉

役員等が交代した場合、就任届出書とすること。

別紙１

就 任 承 諾 書

令和　　年　　月　　日

学校法人○○学園理事長 殿

住 所

氏 名 （署名（自署））

学校法人○○学園 理事（代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）に下記の任期で就任することを承諾します。

＜任　期＞

令和〇年〇月〇日 ～ 〇年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

別紙２―１（理事の場合）

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　　約　　　書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第３１条第１項各号及び第２項に該当しない者であること

二　監事又は評議員を兼ねる者でないこと

三　理事のうちに、私立学校法第３１条第４項各号に掲げる者が含まれていること

四　理事のうちに、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

五　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと

　　　　　年　　月　　日

学校法人○○学園

理事長（設立代表者）　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　（署名（自署））

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。

別紙２―２（監事の場合）

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓　　　約　　　書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第４６条第１項各号に該当しない者であること

二　評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

三　監事のうちに、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

　　　　　年　　月　　日

学校法人○○学園

理事長（設立代表者）　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　（署名（自署））

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。

別紙２―３（評議員の場合）

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　　約　　　書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第６２条第１項及び第２項に該当しない者であること

二　私立学校法第６２条第３項各号に掲げる者が含まれていること

三　評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

四　私立学校法第６２条第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

五　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないこと

六　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと

　　　　　年　　月　　日

学校法人○○学園

理事長（設立代表者）　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　（署名（自署））

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法第６２条第３項第２号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第６２条第３項各号」は「私立学校法第６２条第３項第１号」と変更することができる。

３　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と、「６分の１」は「３分の１」と変更することができる。

別紙２―４（会計監査人を置く場合）

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓　　　約　　　書

各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第８１条第３項各号に該当しない者であること

　　　　　年　　月　　日

学校法人○○学園

理事長（設立代表者）　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　（署名（自署））

別紙３

辞　　任　　届

　　令和 年 月 日

学校法人○○学園理事長 殿

住 所

氏 名　　　　　（署名（自署））

私こと一身上の都合により理事（代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）を令和 年 月 日付けで辞任したく届け出ます。